

【 切 替 プ ラ ン 】

(平成28年2月1日現在)

商品名	あるしん切替プラン<しんきん保証>								
ご利用いただける方	(1) 返済の見込みがあり、借換え時点で延滞していないこと（随時返済方式のカードローンの場合は、借換え時点で元本が貸越極度額を超過していないこと） (2) 保証会社の保証が受けられる方								
お使いみち	☐ ご本人様にかかる次の①～②に用いる資金 ① ご本人様が借り入れた当金庫の基金保証付カードローンの借換え資金 ② ご本人様が借り入れたカードローン、保険ローン、住宅ローン以外の当金庫の基金保証付借入の借換え資金（①と合わせた申込に限る）								
ご融資限度額	☐ 100万円以内（1万円単位）								
ご利用期間	保証金額に応じて次のとおりとします。 ※ 100万円までは、当金庫が特に認めた場合に限り、それぞれ2年加えた期間まで可能です。 (当金庫が認めた場合) <table><tr><td>30万円以内</td><td>3ヵ月以上</td><td>3年以内</td><td>(5年以内)</td></tr><tr><td>30万円超100万円以内</td><td>3ヵ月以上</td><td>5年以内</td><td>(7年以内)</td></tr></table>	30万円以内	3ヵ月以上	3年以内	(5年以内)	30万円超100万円以内	3ヵ月以上	5年以内	(7年以内)
30万円以内	3ヵ月以上	3年以内	(5年以内)						
30万円超100万円以内	3ヵ月以上	5年以内	(7年以内)						
ご融資利率	☐ 当金庫所定の利率を適用をさせていただきます。								
お利息の計算方法	☐ 付利単位を1円とした1年365日とする日割計算(元金均等)・月割計算(元利均等)とします。								
ご返済方法	☐ 毎月元金均等または元利均等割賦返済（元金返済据置は不可） ※貸付金額の50%以内につき6ヵ月毎の増額(ボーナス)返済併用も可								
保証人・担保	☐ (一社)しんきん保証基金が保証しますので必要ありません。								
手数料等	☐ (一社)しんきん保証基金へ支払う保証料年2.00%（ご融資利率に含む）が必要です。 ☐ 融資関係用紙代として216円(消費税込)が必要です。								
苦情処理措置 紛争解決措置	☐ 苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス室（9時～17時、電話：フリーダイヤル 0120-173017）にお申し出ください。 ☐ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス室または全国しんきん相談所（9時～17時電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から上記東京の弁護士会（東京三弁護								

	士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際、当金庫のお客様には、東京三弁護士会の仲裁センター等に申し立てをしたうえで、長野県弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)もあります。詳しくは当金庫コンプライアンス室または全国しんきん相談所、もしくは、東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他	☐ お申込に際しては事前に審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ☐ 現在のご融資利率につきましては当金庫本支店までお問い合わせください。